

株式会社 Do For セブ島研修プログラム条件書

◆お申し込みをいただく前に
この条件書を必ずご一読下さい。

第 1 条（適用範囲）

(1)株式会社 Do For(以下「当社」とする)が申込者との間で締結する留学に関する契約は、株式会社 Do For セブ島研修プログラム条件書（以下「本条件書」とする）の定めるところによります。尚、本条件書に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。
(2)株式会社 Do For の提供する研修プログラム（以下「研修プログラム」とする）は、旅行業法が規定する「旅行業」には該当致しません。従って旅行業法に基づく営業保証金及び弁済業務保証金の対象にはなりません。
(3)本条件書で「研修契約」とは、当社が申込者の委託により、申込者のために代理、媒介又は取次をすること等により申込者が学校、宿泊機関、空港送迎等の研修に関するサービス（以下「研修サービス」とする）の提供を受けることができるよう、手配することを当社が引き受ける契約を指します。
(4)本条件書で「研修代金」とは、当社が研修サービスを手配するための現地活動費、現地滞在費その他の現地受け入れ機関等に支払う費用及び当社手数料を指します。
(5)本条件書で「申込者」とは、留学プログラム参加者及びその保護者を指します。

第 2 条（契約の成立）

(1)当社と研修契約を締結しようとする申込者は、必要事項を記入した当社が定める申込書の提出及び当社が定める申込金のお支払いが必要となります。
(2)前項の申込金は、研修代金、その他申込者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。
(3)第 1 項の申込金額は、30,000 円（税込）とします。
(4)申込の条件は以下の通りです。
a)本条件書記載の内容をよく理解し、受け入れ国の法令や受け入れ機関の規則を遵守すること。
b)申込時点で研修プログラム参加者が未成年者である場合は保護者による同意書を提出すること。
c)お申し込み時に過去の疾病、現在の通院状況や各種アレルギーの有無等を確認させていただくので虚偽なく申告すること。場合によっては医師等による渡航許可証のご提出をお願いする場合があります。
(5)研修契約は、当社が契約の締結を承諾し、第 2 条第 1 項の申込金及び申込書を受理した時点で成立するものとします。
(6)当社は、研修契約の成立後、申込者に対し、研修日程や研修サービスの内容、研修代金その他の研修プログラムに関する事項を記載した書面（以下「契約書面」とする）を郵送又は電磁的方法により交付します。

第 3 条（契約締結の拒否）

(1)当社は、以下の場合において研修契約の締結に応じない場合があります。
a)研修プログラム参加者が申込時点で未成年者の場合で、研修プログラム等に関して保護者の同意が得られない場合。
b)申込者が希望する現地研修プログラムの申し込み手続期間または研修時期までに研修に必要な手続きが完了できる見通しがない場合。
c)申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当社が判断した場合。

d)病気やその他の事由により当該研修プログラムに耐えられないと現地受け入れ機関または当社が判断した場合。
e)申込者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
f)申込者が当社に対し、暴力的行為を伴った過度な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動又はそれに準ずる行為を行ったとき。
g)申込者が当社の信用を毀損する行為、もしくは当社の業務を妨害する行為又はそれに準ずる行為を行ったとき。
h)その他当社の業務上その必要があるとき。

第 4 条（研修費用）

(1)申込者は、研修開始前の当社が定める期間内に、当社に対し、研修費用を支払わなければなりません。尚、当社にお支払いいただく際のお振込手数料は申込者負担となりますのでご了承ください。
(2)当社は出発日の 90 日前までは、お客様に現地研修プログラム等や滞在施設の確保のために要する費用のお支払いを請求しません。（制度上期日が定められているビザの発行等にかかる場合を除く）
(3)当社は、研修開始前において、現地受入機関、宿泊機関等の料金の改定、その他の当社の責によらない事由で研修費用が変動した場合は、当該研修費用を変更する場合があります。
(4)前項の場合において、研修費用が増加した場合には、追加で費用をお支払いいただく場合がございます。また、研修費用が減少した場合には、すでにお支払いいただいていた研修費用との差額を返金いたします。
(5)当社の換算レートは請求書発行日の三井住友銀行の為替換算レート(TTS レート)となります。
(6)研修費用等の一部を概算額で支払っている場合、金額が明らかになり次第、速やかに当社の指示に従い、過不足金の精算を行っていただきます。

第 5 条（申込後の契約の変更）

(1)申込者は、当社に対し、研修契約の内容の変更を求めることができ、当社は可能な限り申込者の求めに応じます。この場合当社は研修代金の変更をする場合があります。
(2)変更の申し出は、書面または電磁的方法によりご連絡ください。書面の到着日または電磁的方法による送信日が、当社休業日に当たる場合はその直前の営業日を変更の申し出日とみなし、営業時間以降の場合はその翌日を変更の申し出日とみなします。
(3)変更に係る変更手数料は、前項に定める変更の申し出日、お申し込みから 8 日以内のときは無料、お申し込みから 9 日目以降のときは 10,000 円(税込)をいただきます。
(4)研修開始後、申込者の都合により、現地プログラムや滞在方法などの研修プログラムを途中で変更される場合、すべて申込者の責任において行ってください。また、必ず現地に当該機関の同意を得た上で行なってください。伴って発生する取消料、追加費用その他の費用はすべて申込者負担となります。

第 6 条（契約の解除）

(1)申込者は、いつでも研修契約の全部又は一部を書面または電磁的方法により解除することができます。この場合、解除日に応じて当社は取消手数料として次の料金を申し受けます。
a)当社に対するキャンセル料

i)研修プログラム開始日前日から起算して 30 日よりも前に契約が成立した場合

研修契約成立日から 8 日以内	無料
研修契約成立日から 9 日目以降 留学プログラム開始日前日から 起算して 31 日前にあたる日まで	取消料（10,000 円 /1 件）
研修プログラム開始日前日から 起算して 30 日前にあたる日以降 3 日前に あたる日まで	研修代金の 30%
研修プログラム開始日前々日以 降	研修代金の 50%
研修プログラム開始後、または、 連絡なく不参加の場合	研修代金の 100%

ii)研修プログラム開始日前日から起算して 30 日前にあたる日以降に契約が成立した場合

契約成立以降研修プログラム開始 日前日から起算して 3 日前に 当たる日まで	研修代金の 30%
研修プログラム開始日前々日以 降	研修代金の 50%
研修プログラム開始後、または連 絡なく不参加の場合	研修代金の 100%

b)現地受入機関に対するキャンセル料

各現地受入機関規定のキャンセル料をお支払い頂きます。各現地受入機関の申込規定・キャンセル規定を必ずご確認ください。また、現地受入機関ないし滞在先等からの返金に関しては、その契約書・約款等に基づき返金の有無、金額、時期が決定され、申込者は現地受入機関ないし滞在先等の決定に従うものとします。なお、申込者は、現地受入機関ないし滞在先等の契約書・約款等に同意したものとみなします。
(2)前項の規定により当社からの返金が生じた場合は、振込手数料は申込者負担となります。
(3)研修開始後の申込者のご都合による解除は如何なる事由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しはありません。特別な事情により、現地受入機関や滞在先等からの返金が得られる場合には、申込者と当該機関との間において行なってください。

第 7 条（申込者の責に帰すべき事由による解除）

(1)当社は、次に掲げる場合において、研修契約を解除することがあります。
＜出発前の解除＞
a)申込者が所定の期日までに研修代金を支払わないとき。
b)申込者が所定の期日までに研修サービスに必要な書類を送付しないとき。
c)申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽又は重大な遺漏のあることが判明したとき。
d)申込者が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加申込者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
e)申込者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、研修プログラム参加に耐えられないと当社が判断したとき。
f)申込者が第三者に迷惑を及ぼし、又は研修の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき。
g)申込者が契約内容に関し合理的範囲を超える負担を求めたとき。
h)天災地変、戦乱、暴動、感染症、学校・運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が発生した場合において、契約書

面に記載した内容に従った研修プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

i) 申込者が3日以上連絡不能又は所在不明になったとき。

j) 申込者が第3条第1項 c) から h) のいずれかに該当することが判明したとき。

＜出発後の解除＞

a) 申込者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、研修プログラムの継続に耐えられないと当社が判断したとき。

b) 申込者が当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽又は重大な遺漏のあることが判明したとき。

c) 申込者が研修プログラムを安全かつ円滑に実施するための当社の指示に反し、又は第三者に対する暴力又は脅迫などにより安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d) 天災地変、戦乱、暴動、感染症、現地受入校・運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が発生した場合であって、研修プログラムの継続が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

e) 申込者が第3条第1項 c) から h) のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 前項の規定に基づいて研修契約が解除されたときは、いまだ提供を受けていない研修プログラムに係る取消手数料、違約料その他の現地受入機関・宿泊機関・交通機関（航空会社等）等に対してすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用は、申込者負担となります。尚取消手数料は第6条第1項に記載の通りとします。

第8条（当社の責に帰すべき事由による解除）

(1) 申込者は、当社の責に帰すべき事由により研修サービスの手配が不可能になったときは、書面または電磁的方法により研修契約を解除することができます。

(2) 前項の規定に基づいて研修契約が解除されたときは、当社は、申込者がすでに提供を受けた研修サービスの対価として、現地受入機関・宿泊機関等に対してすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、すでに収受した研修代金を申込者に払い戻します。

第9条（当社の責任）

(1) 当社は、研修契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させたもの（以下「手配代行者」とする）が故意又は過失により申込者に損害を与えたときは、生じた通常の損害について、研修契約により支払済みの研修代金学の総額を上限として賠償いたします。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は申込者に代わり、現地受入機関、宿泊機関などに対して予約、申込の手続きを代行するもので、これらの機関に代わって研修サービスを提供するものではありません。したがって、次のような場合には責任を負いません。

＜責任除外項目＞

a) 申込プログラムが定員に達しているとき、滞在施設の制限事由により許可されないとき。

b) 日本での学校成績が現地受入機関側の求めるレベルに達していないために、入学が許可されないとき。

c) 通信事情又は現地受入機関側の事情により、参加関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。

d) 現地受入機関に対する提出書類が申込者の都合により期日までにそろわなかったとき。

e) 天災地変、戦乱、暴動、感染症、運送及び学校・宿泊機関などの受入機関における争議行為、研修サービス提

供の中止、事故、盗難、その他不可抗力の事由により損害が生じた場合。

f) 運送機関の遅延、乗り継ぎ便の変更、入国手続きの混雑等の事由に費用が生じた場合。

g) 日本又は外国の官公署の命令、出入国規制等のために日程や内容等が変更または中止となった場合。

h) 参加者が法令または規則等に違反した場合。

i) 申込者本人の個人的な事由により旅券、査証が取得できない場合や、入国が拒否された場合。

j) 査証取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

k) 渡航先において既往症や持病の悪化（食物を含む各種アレルギー、アナフィラキシー等）に起因するものを含む）等により、治療費・入院費・家族の渡航費用が発生した場合。

l) 前各号に準じた事態が発生した場合。

第10条（申込者の責任）

(1) 申込者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該申込者は、損害を賠償しなければなりません。

(2) 申込者は、研修契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、申込者の権利義務その他の研修契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) 申込者は、研修開始後において、契約書面に記載された研修サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面に記載された内容と異なる研修サービスが提供されたと認識したときは、研修地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該研修サービス提供者に申し出なければなりません。帰国後のお申し出には対応できませんので、現地にて必ずご相談ください。

(4) 渡航後は申込者個人の責任において行動していただきます。申込者の故意、過失、受入国の法令及び公序良俗または、現地受入機関及び滞在先の規範及び公序良俗などに違反した行為等により生じた責任、損害などは全て申込者個人の責任となります。よって、現地での生活、およびその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は、申込者に対し損害の賠償を請求いたします。

第11条（引率者の免責）

(1) 当社が提供する研修プログラムにおいて、当社または当社が委託した第三者が引率者を配置する場合があります。引率者は、研修プログラム参加者に対する安全確保や行動の監督を行います。が、故意または重過失がある場合を除き、研修プログラム参加者に対する一切の責任を負いません。

(2) 引率者は、研修プログラムの実施やその内容、運営に対して直接的な責任を負うものではなく、研修プログラム自体の品質、提供される研修サービスの内容についても責任を負いません。

(3) 引率者が提供する支援や監督は、補助的な役割に留まるものであり、参加者自身が自らの行動や健康、安全に関して自己責任を負うことを理解し、これを承諾するものとします。

第12条（為替変動）

(1) 当社が申込者を代行して、海外の現地受入期間、宿泊機関、交通機関等に研修サービスに関する費用などを支払うにあたっては、三井住友銀行の為替換算レート（TTSレート）にて100円単位（100円未満は切り上げ）で決済します。

(2) 当社が申込者を代行して海外の現地受入機関、宿泊

機関、交通機関等に支払う研修サービスに関する費用などの金額と申込者が当社に支払う金額との為替変動による差額の精算は致しません。

(3) 円建てで記載のプログラムは、為替変動の影響を受けません。

第13条（特約）

当社が、法令に反せずかつ申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだ場合は、第1条第1項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第14条（個人情報の取り扱い）

(1) 当社は、申込の際に提出いただいた個人情報について、申込者との連絡や現地受入機関、宿泊機関などの手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関などに提供いたします。

(2) 前項のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

第15条（裁判管轄）

本条件書及び本条件書に関連する個別契約についての訴訟その他一切の法的手続きについては、仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（条件書の変更）

本条件書は、事情により告知なしに変更される場合があります。

第17条（存続条項）

研修契約が、委託業務の終了、解除その他の如何なる事由により終了した場合であっても、第6条乃至第11条及び第15条の期待は、なおその効力を有するものとします。

第18条（準拠法）

本条件書は日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第19条（有効期日）

本条件書の内容は、2024年4月15日以降に申し込まれる全ての研修契約に適用します。

(2024年10月7日改訂)